

第126回 I P U（列国議会同盟）会議派遣参議院代表団報告書

	参議院議員	田村 智子
同 行	国際会議課長	清水 賢
会議要員	国際会議課	外川 裕之
同	同	新田真由子

第126回 I P U 会議は、2012年3月31日（土）から4月5日（木）までの6日間、カンパラ（ウガンダ）のセレナ会議センター及びインペリアル・ロイヤル・ホテルにおいて、120の加盟国・地域、5の準加盟員（国際議会）及び37のオブザーバー等（国際機関等）から1212名（うち、議員607名）が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員4名、同事務局職員及び同時通訳員と共に、日本国会代表団を構成し、同会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、本会議、評議員会及び常設委員会等の概要を報告する。

1. 開会式

開会式は3月31日、ヨウェリ・カグタ・ムセベニ・ウガンダ共和国大統領臨席の下開催された。式においては、レベッカ・アリトゥワラ・カダガ・ウガンダ議会議長、ザカリー・ムブリ・ムイタ国連アフリカ連合代表・国連事務総長特別代表及びアブデルラハッド・ラディ I P U 議長からの挨拶の後、ムセベニ大統領より今次会議の開会が宣言された。

2. 本会議

本会議は4月1日、2日、4日及び5日に開催され、以下の議題について審議が行われた。

（1）第126回会議の議長の選挙

4月1日、カダガ・ウガンダ議会議長が今次 I P U 会議の議長に選任された。

（2）緊急追加議題

今次会議開会までに、シリアからゴラン高原情勢について、アラブ首長国連邦、カナダ、エジプト、フランス、イラン及び英国からシリア情勢等について、それぞれ緊急追加議題の挿入要請が行われた（なお、シリアは挿入要請の意向を表明したものの、議題案を提出しなかった）。カナダ、エジプト、フランス、アラブ首長国連邦及

び英国が、「シリアにおける虐殺及び人権侵害の即時終結に向けた I P U のイニシアチブ、並びに人道支援を必要としている全ての者にそのアクセスを保障するとともに、アラブ連盟及び国連による関連する全ての諸決議の履行並びに和平努力を支持する必要性」と題する共同議題案に一本化し、イラン提出の議題案と並立することになったが、イランが本会議における趣旨説明後に挿入要請を撤回したことから、右共同議題案が緊急追加議題として投票によらず採択された。

4月2日、カナダ、エジプト、フランス、インド、アラブ首長国連邦及び英国の6か国の代表で構成される起草委員会が開催され、右議題に関する決議案の審議が行われた。起草委員会では、シリア国民に対する持続的かつ不当な暴力が継続して行われていることに鑑み、シリア政府に対し、暴力行為及び人権侵害の即時終結を要求するとともに、I P U に対し、国際的議会調査団のシリア領域内への派遣を要請する等を内容とする決議案が策定された。

4月5日、最終本会議において、起草委員会により起草された決議案が提出され、同決議案はコンセンサスにより採択された。なお、チリ、キューバ、南アフリカ、ウガンダ及びベトナムは右決議案のうちシリアに対する外交・経済制裁の継続に関する文言について留保を示し、またシリア、イラン、北朝鮮及びベネズエラは右決議案全体に対する反対意見を表明した。

(3)「議会と国民—ギャップを埋める」を全体テーマとした一般討議

一般討議は、4月1日、2日及び4日の3日間にわたり行われ、田村議員及び西村智奈美衆議院議員を含む113名の各国議員が発言した。

田村議員は、同4日の右討議において、参議院特別体験プログラムなど議会と国民との距離を近づける我が国の取組を紹介しつつ、我が国の選挙制度において、議会人が政策的な違いを超えて、可能な限り民意が反映される選挙制度を検討し、必要な制度改革を行うことが必要である旨指摘し、また、障害者の社会参加・権利の行使等に関する法制度を一例に挙げ、政策によって直接の利害を受ける当事者自らが立法の検討過程に参加する取組を紹介し、このような経験を発展させることが議会と国民のギャップを埋め、議会制民主主義の力を更に前進させる旨発言した。

（４）平和及び安全保障を前進させる手段としての良い統治の促進及び実践：中東及び北アフリカにおける最近の事象からの教訓

４月５日の最終本会議において、平和及び安全保障委員会（第１委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会等に対し、市民的及び政治的権利に関する国際規約の批准及び履行、政治活動及び経済活動への女性及び若者の参加の促進、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用等を要請する内容となっている。

（５）富のみならず権力の再分配：国際的な議題のオーナーシップ

４月５日の最終本会議において、持続可能な開発、金融及び貿易委員会（第２委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会に対し、時代に即した国連安全保障理事会改革、国際通貨基金、世界銀行、世界貿易機関等を含む国際機関の意思決定プロセスの透明化等の実現のため、自国政府による行動の働きかけ等を要請する内容となっている。

（６）基本的権利としての健康へのアクセス：女性及び子供の健康を保護するための主要な課題への取組における議会の役割

４月５日の最終本会議において、民主主義及び人権委員会（第３委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

採択された決議は、各国議会等に対し、ミレニアム開発目標を達成するため利害関係者等との協調及び連携の構築、保健教育に対する支援の更なる強化、医療への自由なアクセスの保障、保健医療従事者の育成支援等を要請する内容となっている。

（７）第128回 I P U 会議の議題の採択と報告委員の指名

４月５日の最終本会議において、３つの常設委員会より上程された第128回 I P U 会議の議題及び共同報告委員に係る提案が全て承認された。承認された議題は、以下のとおりである。

- ・ 保護する責任の強化：国民生活を守る上での議会の役割（第１委員会所管）
- ・ 持続可能な開発のためのフェアトレード及び革新的な資金調達メカニズム（第２委員会所管）
- ・ 国民参加及び民主主義を強化するためのソーシャルメディアを含むメディアの活用（第３委員会所管）

3. 民主主義及び人権委員会

民主主義及び人権委員会（O・キエイ＝メンサー＝ボンス委員長（ガーナ））は、4月1日、2日及び4日に開催され、2（6）の議題について審議が行われた。同委員会には田村議員が出席した。

4月1日、1回目の委員会全体会合において、まず共同報告者S・アタウラージャン議員（カナダ）、F・サルディーニャ議員（インド）及びP・トゥルヤヒカヨ議員（ウガンダ）が作成した関連報告書及び決議草案について概要報告が行われた。

次に討議に移り、田村議員を始め52名の各国議員が発言した。

田村議員は、保健分野のミレニアム開発目標の達成のためには、乳幼児及び妊産婦の健康改善を目的とした保健教育への支援を強化する必要がある旨指摘した。また、ODA調査派遣など参議院の取組を紹介しつつ、議会がODAの進捗状況及び成果を監視・評価する仕組みが重要である旨述べ、これらに関する条項を今次IPU会議で採択される決議に盛り込む必要性を訴えた。

4月2日、オーストラリア、バーレーン、ベルギー、チャド、ケニア、ウガンダ、英国、スウェーデン、ベネズエラ及びウルグアイの10か国の代表から成る起草委員会の設置が決定された。同委員会は、4月3日に起草作業を行い、本会議に上程する決議案を策定した。

右決議案には、田村議員の指摘による教育分野への支援強化、開発援助に対する議会監視の重要性、保健医療従事者の育成支援の必要性に関する3条項が挿入された。

4月4日、委員会全体会合において、起草委員会策定の決議案について審議が行われた後、本会議に提出することが決定された。

4. 第190回評議員会

第190回評議員会は、4月1日及び5日に開催された。審議の主な内容は、以下のとおりである。

（1）IPU加盟資格

南スーダンの新規加盟並びにハイチ及びミャンマーの再加盟が承認され、IPUの加盟国・地域数は162となった。

（2）2011年度IPU決算

2011年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度IPU決算が承認された。

(3) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第127回 I P U 会議（2012年10月21日～26日、カナダ、ケベックシティ）
- ・第128回 I P U 会議（2013年3月22日～27日、エクアドル、キト）

5. 女性議員会議

女性議員会議（B・アモンギ議長（ウガンダ））は、3月31日及び4月4日に開催され、田村議員は、「基本的権利としての健康へのアクセス：女性及び子供の健康を保護するための主要な課題への取組における議会の役割」に関する討議において発言した。

田村議員は、1990年代後半に日本国会において女性議員の比率が大きく増加した際に女性議員が中心となって携わった法律等について言及しつつ、女性の議会への進出が、子供と女性の人権の前進に大きな影響を与えることは明らかである旨発言するとともに、選挙制度及び議員定数の在り方について議論する際は、女性のエンパワーメントやマイノリティの政治参加の機会が正当に考慮されなければならない旨指摘した。

6. その他

参議院代表団は、各会議の合間を縫って、ウガンダ議会議長並びにモロッコ、ウクライナ及びメキシコの各国代表団と懇談の機会を持つとともに、ジャネット・ムセベニ・ウガンダ共和国大統領夫人（カラモジャ地域担当大臣）主催夕食会等に出席し、活発な議員外交を通じて、相互理解及び友好親善の促進に努めた。

第 126 回 I P U 会議採択決議

平和及び安全保障を前進させる手段としての良い統治の促進及び実践：
中東及び北アフリカにおける最近の事象からの教訓
(2012年4月5日(木)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第 126 回 I P U 会議は、

- (1) 社会及び世界において、主権者による良い統治と平和及び安全保障のレベルの間には正の相関関係があることを示す強固な証拠があることを考慮し、
- (2) より平和で繁栄し公正な世界の不可欠な基礎である国連憲章の目的と原則並びに国際法を再確認するとともに、それらへの厳格な敬意を形成する決意を改めて表明し(2005年世界サミット成果文書 A/RES/60/1、第2パラグラフ)、
- (3) 全ての国の主権平等、領土保全と政治的独立性の尊重、国際関係における国連憲章の目的と原則と両立しない方法での武力による威嚇又は武力の行使の自制、平和的手段により、かつ正義及び国際法に従った紛争の解決、依然として植民地支配又は外国による占領下にある人民の自決権の尊重、国家の内政的な事項への不干渉、人権及び基本的自由の尊重の確保、人種・性別・言語・宗教の違いによらない万人の平等な権利を尊重することの保障、経済的・社会的・文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決する際の国際協力の模索、及び憲章に従って負っている義務の誠実な履行のためのあらゆる努力を支持し(2005年世界サミット成果文書 A/RES/60/1、第5パラグラフ)、
- (4) 良い統治は、国家、市民社会及び市場経済の健全なバランスを促進しつつ、経済・社会及び制度の持続可能な発展を達成することを目的とした権力行使の方法である一方で、人々の利益に資することによってしかこれは実行できないことを認識し、

* ベネズエラ代表団は、良い統治に関して採っているアプローチを理由に本決議に対して反対を表明した。

- (5) 国家及び国際レベルにおいて、良い統治の促進と実行の核心は、企業家が機能する環境の創出及び富の分配の決定における公的機関の役割、並びに政府と市民の関係の性質であることに留意し、
- (6) 良い統治は効率的で責任ある制度、すなわち開発と法の支配を促進し、人権を保護し、人々が自分の生活に関係する決定に自由に参加し意見を述べられるようにする政治、司法、行政、経済及び企業の規則を導くことに留意し、
- (7) また、中東及び北アフリカ地域における民衆蜂起を引き起こした要因は幾つかあり、数十年にわたる専制君主への富の集中、富の再分配における透明性の欠如、汚職、そして特に若い人々の現状拒否があり、一方で食料価格の高騰と飢餓も決定的要因の一つであったことに留意し、
- (8) 市民社会の要求と政府の対応の断絶、及び政府の改革の欠如が民衆の抗議行動に寄与したであろうことを認め、
- (9) 中東及び北アフリカの政治過程における犠牲者に対する哀悼、及び自由と正義を追及する過程で亡くなった人々の家族との連帯を表明し、
- (10) 教育と良い統治の問題に接することが明らかに肯定的な影響を持つことに留意し、
- (11) 全ての市民はジェンダー、宗教、人種に関わりなく、直接にまたは自由に選出された代表を通じて公的業務の遂行に参加する権利を有すること、並びに人民の意思は、政府が正当かつ信頼できる権威を有するための基礎となるよう、国民の主権の完全な行使における普通・平等選挙権及び秘密投票に基づく自由で公正な選挙を通じて表明されるべきであることを特に規定した、1948年の世界人権宣言、1976年の市民的及び政治的権利に関する国際規約、1979年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、並びに1981年の人及び人民の権利に関するアフリカ憲章を想起し、
- (12) また、各国議会に対し、必要に応じて、「民意を反映した包括的な結果を提供する選挙制度の採用を含む、自由で公正な選挙及び円滑な政権移行に資する実質的な法的枠組みを定めるため、国際的な義務と責任に基づき、かつ地方の実情をも踏まえた憲法・立

法改革を行うよう」求めた、第 124 回 I P U 会議（2011 年、パナマシティ）で採択された「選挙における暴力行為の防止、選挙監視の改善及び円滑な政権移行の確保を目的とした適切な立法枠組みの提供」に関する決議を想起し、

- (13) さらに、上記の I P U 決議が各国議会に対し、「選挙プロセスにおける全ての利害関係者、選挙当局、政党、マスメディア、及び市民社会団体の最大限の関与を促進するよう、包括的、総合的かつ開かれた議論を通じて、選挙制度改革を実施すること」を要請していることを想起し、
- (14) 中東及び北アフリカで起きた最近の事象が民主主義と自由に関して全ての国に重要な教訓を示していることに注目し、
- (15) また、これらの事象は、全ての国の人民が自由で公正な選挙を通して定期的に表明される民意に基づいた民主的で正当な政府を必要とすることを示していることに留意し、
- (16) さらに、各国の文化と歴史の特性に基づいて自分たちの政治の将来を決定する権利を持つのは常に人民であることに留意し、
- (17) 民主主義は、政治、経済、社会、文化制度や人生のあらゆる局面での完全な関与を決定するために人々が自由に表現した意思に基づく普遍的な価値であること、民主主義が共通の特徴を有している一方で、民主主義のモデルは一つではないこと、民主主義はどの国にも地域にも属さないことを再確認し、
- (18) また、主権に対する十分な尊重の必要性と民族自決の権利を再確認し（2005 年世界サミット成果文書 A/RES/60/1、第 135 パラグラフ）、
- (19) 人民は自分たちの生活が危機に瀕しているならば民主主義を肯定的に捉えず、民主主義と開発は不可分の関係にあることに留意し、
- (20) 他の地域及び過去の経験から一般的に示されるように、民主化はしばしば社会における力の関係の変化を伴う長く、予測不可能で複雑なプロセスであるという事実のため、中東及び北アフリカにおける民主化のプロセスにはかなりの時間がかかると思われることを確認し、

- (21) 民主主義の実現には憲法、選挙制度、並びに政党、マスメディア、司法制度及び市民社会の中で実現を可能にする環境に関連した法規の大きな変化、特に政治生活における女性の地位に関するパラダイムシフトを含む意識の変化が必要であると確信し、
- (22) また、公共管理における良い統治の原則に関与することは、自由及び法の支配を保障し、汚職を減少させ、公正な選挙を保障し、全ての社会分野に対して最良のサービスを提供するためのシステム及び制度構築を促進し、そして疑いなく政治的安定の最良の保証人となることを確信し、
1. 全ての国及び議会に対し、民主的改革の必要性及び人民に対して基本的な雇用と経済的機会を提供し、市民の要求に応え、全員に平等な機会を保障する政府の必要性に関して、中東、北アフリカ、欧州及び米国並びに世界のその他の地域から得られた重要な教訓を考慮するよう要請する。
 2. 独立した政府監視機構の設置、憲法改正、選挙制度、司法制度及び、政党、マスメディアの機能を保障する手段の行使、ジェンダー平等の達成に関連した法規と手続の改正、並びに市民社会の関与を伴う可能性のある政治改革に対して必要に応じて持続的に投資するよう勧告する。
 3. また、警察、諜報機関及び軍隊のような治安部隊が、法の支配の枠組の中で活動し、市民の基本的権利を十分に尊重し、民主的に選出された権力に対し、自らの行為の責任を負うようにするための、治安部門の改革に特別の注意が払われるよう勧告する。
 4. 包括的な社会を構築することを目的として、とりわけ真実の促進、犯罪人への刑の宣告、被害者への補償及び過去の過ちを繰り返さないようにするための予防措置の確立によって、移行期の司法及び移行過程において過去が適切に考慮に入れられるよう取り組む必要性に対する希望を表明する。
 5. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の批准及びこれらの完全な実施、思想、表現、及び結社の自由及びその他の市民的及び政治的権利が保障されるようになっていない全ての加盟議会に対し、これらを行うよう要請する。

6. また、各国議会に対し、民主的な制度と民主主義への信頼回復に資するため、人々の生活の向上を導く統治システムを確実に構築するよう要請する。
7. 中東及び北アフリカ並びに世界の他の地域の指導者たちに対し、経済的不平等を縮小し、汚職、貧困、保健医療サービスへのアクセスの不十分さといった日々の問題に取り組むのに役立つ政策を実行するよう努めることを勧告する。
8. I P U加盟議会に対し、歴史や文化の多様性を反映しながら民主的統治の基本原則に焦点を置いた市民教育の拡充を推進するよう奨励する。
9. 国際社会に対し、国家の状況や選挙結果に不当な影響を及ぼすのを避けるため、国連憲章に記された主権の原則を尊重及び遵守するようにしつつ、各国の要求に応じて支援の準備をし、移行過程を支援するよう要請する。
10. 国際社会に対し、国連憲章に記されている原則の尊重とともに公正な国家の代表を通じて、世界平和、安全保障及び開発を達成するために、国連の包括的な改革を促進するよう要請する。
11. 各国に対し、持続可能な成長という文脈において平和、安全保障、人権、飢餓と貧困の撲滅を要求し教育の重要性と権利の促進を規定するミレニアム宣言に従うよう奨励する。
12. 政党、各国議会及び各国政府に対し、公的生活、政治生活及び経済生活への女性及び若者の参加を確保することを目指した政策と仕組みを導入するよう要請する。
13. 全ての議会に対し、透明性を高め、議会プロセスに関わる情報への市民のアクセスを促進する情報通信技術の手段を設計し、国家の他の機関に対する監視機能を効果的に実施し、市民社会へ恒常的かつ活発に支援の手を差し伸べることができる仕組みを構築し、このことについて説明できるようにするため、法を施行し、具体的な措置を取るよう要請する。
14. I P Uに対し、特に憲法改正と新しい選挙法の起草、及び人民を代表する実効性のある議会の設置に貢献する開かれた包括的

な選挙プロセスのグッド・プラクティスの共有に関連した分野で、中東及び北アフリカにおいて現在進行中の民主化プロセスを支援するよう要請する。

15. また、I P Uに対し、中東及び北アフリカにおいて新たに選出された議会を支援する技術支援プログラム及び能力構築を設計し実施するよう要請する。
16. さらに、支援国及び多国間金融機関に対し、経済を救済し、景気後退から保護し、失業水準を引き下げするため、アラブの春の国々に対する援助公約を尊重するよう要請する。
17. 盗難資産が移転されている各国の議会に対し、自国政府及び銀行がその資産を償うことを要請するよう訴える。
18. 現代社会及び最近の技術進歩の下での政治における若者の役割についての国際的な議員会議をI P Uの主催により開催することを要求する。

第 126 回 I P U 会議採択決議

富のみならず権力の再分配：国際的な議題のオーナーシップ
(2012 年 4 月 5 日 (木)、本会議にて全会一致により採択)

第 126 回 I P U 会議は、

- (1) 全世界の人々の代表者が声を届けられるよう、国際機構の統治構造が民主化されなければならないことを確信し、
- (2) 気候変動、天然資源の持続可能性及び安全保障、食糧危機、人権の尊重の欠如、金融制度及び国際貿易協定の破綻、国際テロリズム並びに組織犯罪といった緊急かつ増大しつつある地球規模の越境課題は、人類の将来を脅かすものであって、これに効果的に対応することが極めて喫緊の課題であることに留意し、
- (3) 現存する多角的機関・フォーラムにおける優先課題は、特定の大国及びその経済の利益にあまりにも過度に支配されていること、また多角的機関が対処すべく尽力している経済的、社会的、文化的及び政治的危機の影響を最も受ける国々及び国民のニーズが、大国の関心事によって隅に追いやられていることが多いことを認識し、
- (4) 大国が、自らを専念させ、また世界全体に影響を及ぼす課題そのものについて不均衡を作り出していることを考慮し、
- (5) 永続的な安定と安全は、代表的で、透明で、説明責任を有し、効果的な政治体制・機関の本質に依存していること、またこのことは近隣レベル、地方レベル、州レベル、国レベル及び国際レベルに当てはまることを認識し、
- (6) 議会及び政府だけでなく、国連、世界銀行といった国際機構における、高い地位を有する女性の不足が依然として高い水準にあり、また女性がミレニアム開発目標 (M D G s) の達成に参加し、貢献できるようジェンダー主流化がますます必要とされることを確信し、

- (7) 政策決定のあらゆる領域における、またあらゆるレベルにおける女性の効果的な参加は、関連する、優れた、効果的な政策に極めて重要であること、またそれゆえ、国際的な政治機関の議題のオーナーシップは、その全構成要員に属するものでなければならず、またそれぞれの異なる視点を反映するものでなければならぬことに留意し、
- (8) 包括的かつ民主的な意思決定及び問題解決、並びに疎外性及び不安定性との闘いのためには、あらゆるレベルにおける迅速な改革が不可欠であることを考慮し、
- (9) 国連憲章の前文及び第1条に、その目的について「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、人民の同権及び自決の原則に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること、…経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて、国際協力を達成すること」と明記されていることを想起し、
1. 国際通貨基金、世界銀行、世界貿易機関を含む国際機関が、議題の策定、投票方式、意思決定プロセス、議事録及び最高責任者の任命方法を含む統治のための各機関の構造・取決めを透明かつ真に民主的なものとすることを確保するため迅速に対処しなければならないこと、また全ての職員の任命は、地理的、民族的及び男女間のバランスの確保に努めつつ、能力主義に基づき行われることを確信する。
 2. 経済と社会分野において国連とその加盟国の行動を調整することを目的とする、G20と並ぶ包括的で完全に代表される経済に関する世界的な協議機関を創設することを要求し、また、そのような世界的な経済に関する協議機関は、現行の国連経済社会理事会の改革の結果から成りうることに留意する。
 3. 国連事務総長の任命は、その任務に対し最も能力がありかつ最適な人材の任用を目的とした、開かれた透明性の高い手順で行われるよう強く勧告する。

4. 近い将来、国連安全保障理事会の構成、特に常任理事国については、世界の新たなパワーバランスが反映され、戦後とは異なる 21 世紀という時代において平和と国際的な安全保障を促進するために必要となる、同理事会に対する信頼性・有効性を付与するものとなるよう、改革が行なわれることを要求する。
5. 国連組織内の役職の任命は全て、地理的、民族的及び男女間のバランスの確保に努めつつ、透明性のある形で能力主義に基づき行われるよう訴える。
6. ロビイスト等の行動について一層の透明性が確保されるよう、また、市民に対し彼らに関するより良い情報が提供されるようにするため、国内・国際レベルの政策（及び意思）決定時に、いかなる場においても適用でき、法に則った、ロビイストの登録義務又は公認の監視員・組織が導入されるよう要求する
7. 現在の金融・経済面の懸念にかかわらず、人類が直面している群を抜いて最大の課題である気候変動は、市民社会の全ての部門が全面的に関与し、気候変動枠組条約の諸原則、とりわけ公平で共通だが差異のある責任の原則を尊重し、公正で透明性のある公平なプロセスにおいて一貫して効果的に取り組まれるべきことを確信する。
8. 持続可能な開発が政治的な最優先課題となるよう要求すると共に、リオ+20に関連して、「地球の持続可能開発理事会」の創設を「地球の持続可能性に関するパネル」が提案していることを歓迎する。
9. リオ+20の主要な目的となり、合法的なグローバル・ガバナンスの重要な構成要素となる、「リオ原則」に基づいた公正性への要請の順守及び持続可能な開発に対する政治的コミットメントの更新を強く奨励する。
10. 議会人に対し、これらの優先課題を強く提唱するよう、またその迅速な履行確保のため自国政府による緊急の行動を働きかけるよう要請する。

11. また、議会人に対し、地方、国家、地域及び国際的なレベルにおける意思決定・議題設定の過程で、全ての階層の女性を含むよう、特別な方法とインセンティブを主張するよう要請する。
12. さらに、議会人に対し、国際機構が女性に関する議題を国際的に活性化すること、またそれらの国際機構の目的、組織及び研究においてジェンダーを主流化させることを推奨するよう要請する。
13. なぜこれらの優先課題が重要であり、なぜその履行の遅れが許されないのかという点について、議会人が幅広く国民の理解醸成に努めるよう訴える。
14. I P Uが、統治のあらゆるレベルにおいて、整合性、説明責任、包括性及び完全な代表民主制の分野での国際的な進展の検証を年1回行うことを確保するよう決議する。

第 126 回 I P U 会議採択決議

基本的権利としての健康へのアクセス：女性及び子供の健康を
保護するための主要な課題への取組における議会の役割
(2012 年 4 月 5 日 (木)、本会議にて全会一致により採択)

第 126 回 I P U 会議は、

- (1) 8つのミレニアム開発目標 (MDGs) を定めた国連ミレニアム宣言 (2000 年) を認識し、
- (2) これらの MDGs を達成する上での基本は人権に基づくアプローチであることを強調し、
- (3) MDG 4 が 5 歳未満の幼児の死亡率を 1990 年から 2015 年の間に 3 分の 2 引き下げることを目指し、MDG 5 が妊産婦の死亡率を 1990 年から 2015 年の間に 4 分の 3 引き下げることを目指していることに注目し、
- (4) リプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを確保する上での財源のギャップが容認できないほど大きいままであり、MDGs、特に MDG 5 を達成するためには、支援国及び途上国がそれぞれの公約を強化する必要があることを懸念し、
- (5) 妊産婦と子供の健康を改善するためには、貧困と飢餓 (MDG 1)、教育機会の確保 (MDG 2)、ジェンダー平等と女性の地位向上 (MDG 3)、及び HIV/エイズとマラリアの蔓延の防止 (MDG 6) に関連する進捗が必要であることに注目し、
- (6) 国際社会が 2015 年までに MDGs を達成すると公約していることを強調し、
- (7) 2008 年、世界で 35 万 8 千人の女性が妊娠及び出産に関連する合併症によって死亡したと推定されることを憂慮するとともに、これらの死の 99% が発展途上国で起きていることを強調し、

- (8) また、2010年に推計で、760万人の子供が5歳になる前に死亡し、そのうちの41%は産後1か月以内に死亡したこと及び1億7000万を超える数の世界中の5歳以下の子供が成長障害に侵されていることを憂慮し、
- (9) 女性と幼児の死亡率は世界的に依然として容認できない高さであること、また、多くの国々でMDG4及びMDG5の達成に向けた取組が順調に進んでいないことを深く憂慮し、
- (10) 陣痛と分娩の際に助産師を含む熟練医療従事者の立会いを受けられる妊産婦が、サブサハラ・アフリカでは半分に満たず、及び南アジアではようやく半分となっており、そのことが妊産婦及び新生児の死亡の要因の一つとなっていること、多くの発展途上国において助産師が不足していること及び特に妊産婦死亡率の高い国において、専門助産師の採用、訓練及び支援に向けた援助を提供する緊急の必要性があることを認識し、
- (11) また、質の高いセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関するサービス及び供給品、特に避妊具を含む家族計画サービスに対するアクセスの欠如が、妊産婦死亡率の主要な要因となっていることを認識し、
- (12) 保健システムが無効かつ資源が不十分であり、とりわけ保健における人的資源の不足及び医療施設へのアクセスの欠如が保健の成果の改善への主たる障害であることに留意し、
- (13) また、多くの発展途上国における医療従事者の負担が、熟練助産師サービスへのアクセスの拡大及び改善措置など、保健の統治の改善により軽減できることに留意し、
- (14) リプロダクティブ・ヘルスへの普遍的なアクセスがMDG5bの目標の一つであることを改めて表明し、
- (15) とりわけ若年層の妊産婦死亡率が心配な多くの国で避妊普及率が低いこと、及び家族計画の必要性及び望まない妊娠の割合が高いこと、また、2000年という年以降、家族計画への国際的な支援が著しく縮小していることを憂慮し、

- (16) 若い未婚女性の間で望まない妊娠が過度に多いこと、かつそれらの女性は妊娠に関連する死亡の危険性も高いことを考慮し、
- (17) 妊産婦死亡の 13% が、危険な中絶に起因するものであることに留意し、
- (18) また、大部分の発展途上国の若年女性の間での死亡原因の第一位が妊産婦死亡であるにもかかわらず、若年女性は熟練助産師の立会いを受けずに出産することが多いことに留意し、
- (19) さらに、若者の HIV / エイズ感染率が依然として高止まっており、15 歳から 49 歳の間での感染が新たな感染者全体の 41% を占めていること、及び 15 歳から 19 歳までの若い女性は、ジェンダー不平等、性的暴力、早婚、世代間の関係及び教育へのより限られたアクセスのため、特に脆弱であることに留意し、
- (20) ライフサイクルを通して、人々の年齢及びニーズに見合った情報、教育及びサービスを供給することの重要性を認識し、
- (21) 若者が自らの性的行動について十分な情報を得た上で意思決定を行うために必要な知識や技能が提供され、及び望まない妊娠や HIV、エイズを含む性感染症から自らを守る手段が与えられるよう、年齢に適し、ジェンダーに配慮し、かつ根拠に基づいた包括的な性教育が極めて重要となることを確認し、
- (22) 教育制度を通して学んだことを吸収する能力を持った上で、国の長期的な開発における適切な役割を保障するため、十分な栄養によって子供の健康を改善し、生涯の発展の可能性を確保する上で決定的に重要な時期は妊娠期から子供が 2 才になるまでの間であることを認識し、
- (23) 世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)、児童の権利に関する条約並びに障害者の権利に関する条約を支持するという公約を確認し、
- (24) 第 4 回世界女性会議 (1995 年) で採択された北京宣言及び行動綱領を考慮し、

- (25) 2015年までにH I V / エイズの母子感染の撲滅に取り組むとともに、エイズに関連した妊産婦の死亡を大幅に削減すると公約した2011年6月の国連総会における政治宣言を想起し、
- (26) また、2009年6月17日に国連人権理事会によって採択された決議11/8 予防可能な妊産婦の死亡・疾患と人権を想起し、
- (27) 第54回国連婦人の地位委員会においてコンセンサスにより採択された女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡の撲滅に関する決議を歓迎し、
- (28) 2010年6月にカナダで開催されたG 8首脳会議においてなされた、後発開発途上国（L D C s）におけるイニシアチブを実施するために73億米ドルを割り当て、国連事務総長によって開始された「女性と子供の健康の実現に向けたグローバル戦略」の実施に貢献するという公約及び第15回アフリカ連合首脳会議（ウガンダ、2010年）においてなされた、国の全体予算の15%を保健に割り当てることというアブジャサミットにおける誓約を履行するための公約に感謝し、
- (29) 2005年の援助効果向上に関するパリ宣言、2008年のアクラ行動計画及び2011年の効果的な開発協力のための釜山パートナーシップに留意し、
- (30) とりわけM D G s、女性と子供の健康、ジェンダー平等と人権に関するものを始めとするI P Uのこれまでの決議及び2010年開催の第6回女性議長会議の成果文書を考慮し、
- (31) 可能な限り高い水準での心身の健康の享受は国際的に認められた人権の一つであることを確認し、
- (32) ジェンダーが健康の主要な決定要因であり、女性と男性の間の健康状態の違い及び不平等の多くの原因が社会的、経済的及び文化的なものであることを認識し、
- (33) 女性と子供の健康の強化は政策目標以上のものであり、国家は差別なく女性、子供及び青少年の健康の権利を尊重、促進、保護及び実現する義務があることを強調し、

- (34) 女性と子供の健康のためのグローバル戦略及び女性と子供の健康に関する情報と説明責任委員会の勧告における目標達成を公約し、また、そのためには議会の行動が中心的な役割を果たすことを強調し、
- (35) リプロダクティブ・ヘルス、妊産婦、新生児及び子供の健康に向けられる国内、地域及び国の領域における議会の注目と資源が増加していることに勇気づけられ、
- (36) しかしながら、妊産婦と子供の死亡を減少させるにあたっての進捗状況は地域によっても国内でもばらつきがあり、緊急の問題として取り組まなければならないことに留意し、
- (37) 最貧層の世帯、農村部や僻地の居住者、H I V／エイズ感染者、青年期の女子、先住民の女性と子供、移民の女性及び子供、難民及び国内避難民の女性と子供並びに人道的な、紛争中及び紛争終結後の状況にある者、性労働者、障害のある女性と子供など、弱い立場や不利な立場にある集団の一つまたは複数に属する女性、新生児、子供及び青少年の健康上のニーズと権利に特別な注意が払われなければならないことを強調するとともに、不平等を削減する手段の導入及びこれらの不利な条件におかれたグループのための機会と結果の平等への公約の重要性を認識し、
- (38) 全ての女性、子供及び青少年の質の高い教育及びセクシュアル・リプロダクティブ教育への平等な機会が、保健の不平等を縮小させ、感染症及び非感染症の場合に健康を改善させる主要な対策であることを強調し、
- (39) また、既婚又は未婚にかかわらず、若い男性及び女性はセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスの情報やサービスへのアクセスを必要とするため、取組は若者に焦点を当てる必要があることを強調し、
- (40) さらに、国連人口・開発会議（I C P D）行動計画及びその更なる実施に向けた主要活動、中絶後のケアへの普遍的アクセスの重要性並びに中絶が合法である地域における安全な中絶へのアクセスについて足並みをそろえること強調し、

- (41) 妊産婦と子供の死亡のほとんどは防止できるものであること、また、その多くは予防接種を通じての回避が可能である、もしくはよく知られた費用対効果の高い対策によって対応できる状況の結果であることを強調し、
- (42) 開発戦略において女性、新生児、子供及び青少年の健康を優先する理論的根拠は説得力のあるものであること、また、それを行う必要性は議論の余地のないものであることを確信し、
- (43) 議会人及び政府が、たばこ及びたばこ製品を吸うことによって引き起こされる健康障害の問題に取り組み、受動喫煙の有害な影響から大人と子供を保護するための取組をまとめ、後発途上国（LDCs）及び途上国の市場をターゲットにしたたばこ会社の活動を非難する必要性並びに全ての国がたばこの規制に関する世界保健機関（WHO）枠組条約を採択する必要性を強調し、
1. 男女両方の議会人と I P U に対し、2015 年までに M D G s を達成するために必要な政治的意思及び適切な資源を生み出し、維持すること及び 2015 年以降に必要とされる政策及び公約をしかるべく取り入れるために全ての可能な手段を取るよう要求する。
 2. 議会人に対し、各国政府、市民社会、地方コミュニティ、医療専門家、学術及び調査機関、多国間組織、世界的な基金及び財団、メディア並びに民間部門と密接に協力しながら保健関連の M D G s を達成するための、関連する利害関係者との協調及び連携の構築を奨励する。
 3. 各国議会、地域的議員機構及び I P U に対し、M D G 3、4、5、6 及びターゲット 1 . C の達成に向けた進捗状況について定期的に議論を行うよう推奨する。
 4. 市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（C E D A W）、児童の権利に関する条約（C R C）並びにあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約及びそれらに関連する選択議定書、障害者の権利に関する条約の批准を支持していない国、また女性と子供の健康のため

のグローバル戦略について公約していない国の議会に対し、それらを行うよう要求する。

5. 議会人に対し、世界人権宣言、CEDAW、CRC及び障害者の権利に関する条約に基づくものを含め、健康に関する全ての義務及び勧告が全てのレベルの統治機構によって完全に実行され、尊重されるようにするため、国際的、地域的及び国内的な人権条約の国内施行状況を細かく監視することを要請するとともに、各国議会に対し、国連の女性差別撤廃委員会及び子どもの権利委員会の審議に参加し、IPUの女性議員会議調整委員会の支援を求めるよう要求する。
6. 各国議会に対し、保健とジェンダー平等に関連する国際的人権条約及び計画を施行するため自国政府が講じている手段について年次の最新情報を求めるよう勧告する。
7. 各国議会に対し、保健に関連する全ての法律の立案にあたりジェンダー平等への影響評価を含めるよう奨励し、また、IPUに対し、この分野での能力構築のために加盟国議会間での情報交換を促進するよう奨励する。
8. 各国議会に対し、国家の健康政策・戦略がジェンダーの観点を包含し、医療従事者に対する教育・調査が保健において存在するジェンダーの差異を十分考慮するよう責任を持つよう要請する。
9. 各国議会に対し、全ての女性と子供が保健サービスを差別なく平等に受けられるように保証し、無料で必要不可欠な保健サービスを提供するため、立法又は法改正を行うよう要請する。
10. また、各国議会に対し、女性と子供に関する決議及び宣言の履行及び批准の過程を監視するための、女性と子供に関する特別な議会の委員会を創設し、より包括的に女性と子供の保健問題に取り組むよう要請する。
11. さらに、各国議会に対し、武力紛争下で起こるものも含む、家庭内暴力及び性的暴行、並びに強制された避妊手術、強制され

た早期の婚姻及び女性器切除等の他の形態の暴力を含む、女性と女子に対するあらゆる形態の暴力を明確に犯罪化する法律を制定するよう要請するとともに、各国議会に対し、暴力の防止及び生存者への支援と補償を提供する法律を制定するよう要求する。

12. 各国議会に対し、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、妊産婦、新生児及び子供の健康のために、及び国家レベルでのMDG 4、5及び6達成のために、十分な国内財政資源が配分されるようにするため、予算プロセス全体にわたり、議会が独自に用いることができる監視と説明責任の手段及び革新的な財政アプローチを利用するよう要求する。
13. 各国議会に対し、女性と子供に関する保健に配分される国内基金及び助成金が拠出され、関連するプログラムに使われるよう確保するよう要請する。
14. 議会人に対し、女性と子供の健康のためのグローバル戦略に関する全ての公約が実現され、その後の女性と子供の健康のための情報と説明責任委員会の全ての勧告が履行されるようにするため、議会が独自に用いることができる監視と責任の手段を利用するよう要求する。
15. 国連システムの機関、特にWHO、国連人口基金及びUNICEFに対し、妊産婦及び幼児死亡率を減少させることを目的とした政策・計画を実施するのに必要なより多くの多角的支援を各国に提供するよう要請する。
16. 各国議会に対し、長期的な保健の成果全般の向上及び社会に対する個々人の貢献促進のため、教育に対する支援を更に強化するよう要請する。
17. 各国議会に対し、最貧層の世帯、農村部の居住者、先住民コミュニティまたはマイノリティ集団の女性と子供、障害のある女性と子供、HIV感染者、青年期の女子など、弱い立場にある女性と子供への必要不可欠なセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、妊産婦、新生児及び子供保健サービスの提供に保健予算の一定水準額を確保するよう主張することを奨励する。

18. また、各国議会に対し、女性の保健ニーズに取り組むための手段としてのジェンダーに配慮した予算を支援することを奨励する。
19. さらに、議会人に対し、専門的で監視下にある出産へのアクセスを可能とするため、助産師数の増加、専門助産師の採用・訓練及び支援の援助、出産前に必要があれば病院内若しくはその近辺における母親の宿泊設備の提供を提唱することを奨励する。
20. 各国議会に対し、保健とジェンダー平等に関する事項の監視を委任されている議会内の委員会に十分に資源を割り当てるとともに実効性のあるものとするよう強く要請する。
21. また、アフリカ諸国の議会人に対し、各国政府が2001年アブジャ宣言に基づく公約を果たすための広く合意された行程表を設定するよう強く要請する。
22. 2006年にアフリカ連合（AU）首脳会議で採択された、とりわけ、AUのロードマップに従って、妊産婦、新生児及び乳幼児の死亡率を低下させるための各国のロードマップの採択を導く、アフリカのためのマプト行動計画をまだ履行していないアフリカ諸国に対し、履行を要請するとともに、2009年にAUによって提案、開始されたアフリカ妊産婦死亡削減推進運動（CARMMA）が全ての国で導入されるよう要求する。
23. 特にG8諸国の加盟議会に対し、後発開発途上国（LDCs）において保健イニシアティブに向けてなされた財政的公約の実現を監視するため、議会が独自に用いることができる監視と責任のメカニズムの利用を要求する。
24. 各国議会及び議会人に対し、あらゆるレベルの保健の統治において、女性の効果的な参加及びリーダーシップを強化するためあらゆる必要な手段を取ることを要請する。

25. 政府開発援助（ODA）を供与している国の議会人に対し、保健に向けた各国のODAの拡大に取り組み、各国政府がリプロダクティブ・ヘルス、女性、子供及び青少年の健康及びジェンダーの平等の促進に充てられるODAの比率に関し、一般的な国際指標に基づき公約の実行、及び報告について責任を負うとともに、これらの基金がその効率性と有効性の観点から監査されることを確保するよう要求する。
26. また、ODAを供与している国の議会人に対し、最も大きなニーズと脆弱性を示している受益国、セクター、コミュニティ及びプログラムを優先するようにするため、議会における現地派遣視察や援助問題に関する委員会等の審議を通じて、ODA支出を評価するとともに、これらの資源がより公平な方法で配分されるよう要求する。
27. ODAを供与している国の議会人に対し、自国の政府のODAの他の支援者との調整、受益国の保健制度、計画、優先事項と調和及び一致の程度を調査するよう奨励する。
28. また、ODAを供与している国の議会人に対し、特に妊産婦と子供の保健分野において援助プログラムが実施されているか、結果に基づいた目標に向けて運用されているか、また共同責任の原則に基づいているかを検証するよう奨励する。
29. 議会人に対し、政府による全ての保健対策が可能な限り、証拠に基づき、国際的な人権基準に適合し、定期的で透明性のある業績評価を反映するようにするため、それらの対策を精査するよう要求する。
30. また、議会人に対し、統合された保健サービスを促進し、また、特に保健サービスの分散化を通して、女性と子供の妊娠前、出産前、出産時、出産後、乳児、幼児の各段階におけるニーズを満たすためにバランスの取れた資源の確保を主張することを要求する。
31. 議会人に対し、公衆衛生、安全な飲み水へのアクセス、栄養失調との闘い及びジェンダー平等など、妊産婦と子供の健康に関

連する全ての事項に対し、協調的なアプローチを確保するよう奨励する。

32. 議会人に対し、女性と子供を疾病から保護するため、ワクチンや医薬品への自由なアクセスを確保することを要求する。
33. 各国議会に対し、産婆及び助産師を含む保健医療従事者の育成及び避妊具を含むリプロダクティブ・ヘルスの情報、サービス及び供給品に対する普遍的アクセスを支援するよう要請する。
34. 議会人に対し、2015年までに（特に女性、子供及び青少年に関連する）全ての出生及び死亡並びに死亡原因を登録する正確な市民登録システムの確立ないし強化を促進するよう訴える。
35. 各国議会に対し、議会の討議のための情報として利用できるようにすべく、全ての医療施設並びに行政情報及び調査からのジェンダーの視点・データを含む全国的な情報システムの開発を奨励するよう要請する。
36. 議会人に対し、開発協力下の一環として、開発途上国における若者の早期妊娠予防及び貧弱な繁殖結果のためのガイドラインなど母胎、新生児、子供及び若者の健康に関するWHO勧告を考慮するよう、また保健職員の国際的な採用に関するWHOグローバルコード慣行の実施を支持するよう奨励する。
37. また、各国議会に対し、保健サービスが、僻地の女性、子供と若者にも供給され、出産時の緊急対応を促進し、障害のある女性に利用できる形式で、できるだけ広く健康情報の収集と普及を行えるようにし、性教育を確保するため、テレメディスン、携帯電話などの情報通信技術の利用を含む、保健サービスの設計と実行の革新的なアプローチを探求するよう奨励する。
38. 各国議会に対し、複数の利害関係者からなる国家委員会から議会に報告を行いうる一形態として、妊産婦と子供の健康に関する透明性のある国内での説明責任のメカニズムを各国政府と協力し設けることを検討するよう要求する。

39. I P Uに対し、上記の予算及び立法活動に加え、全ての政策及び計画分野を監視するための議会人の能力構築のため、加盟国議会間の協力及び意見交換を促進するよう要請する。
40. I P Uに対し、女性及び子供の健康及び人権の促進を担当する国連専門機関及び議会ネットワークとの協力を強化するよう奨励する。
41. I P Uに対し、2011年の女性と子供の健康に関する情報と説明責任委員会の報告「公約を守り、結果を測定する」に基づき、本決議の採択から2015年までの間、本決議の加盟国議会による実施状況を監視し、毎年その評価結果を公表する、説明責任の仕組みを発展させるよう要請する。
42. 議会人に対し、年相応で、ジェンダーに配慮し、根拠に基づいた全ての若者のための性教育に取り組むよう強く要請する。
43. 議会人に対し、I C P D行動計画に従い、中絶後のケアに対する普遍的アクセスを確保するとともに、少女、若者及び女性の生命を救う手段として中絶が合法である地域においては、中絶が安全であることを確認するよう要請する。

第 126 回 I P U 会議採択決議

シリアにおける虐殺及び人権侵害の即時終結に向けた I P U のイニシアチブ、並びに人道支援を必要としている全ての者にそのアクセスを保障するとともに、アラブ連盟及び国連による関連する全ての諸決議の履行並びに和平努力を支持する必要性

(2012年 4 月 5 日 (木)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第126回 I P U 会議は、

- (1) 第124回 I P U 会議 (パナマシティ、2011年) において全会一致で採択された「北アフリカ及び中東地域を含む新興民主主義国における民主的改革の強化」に関する決議において、全ての関係者に対し暴力を停止するとともに特に人権の尊重を保障するよう強く要請し、全ての政府に対し諸国民の平和的自決権を尊重するよう要請し、また同地域における政治的変動が脆弱層、特に女性及び子供に与える人道的影響について懸念を表明したことを想起し、
- (2) また、第110回 I P U 会議 (メキシコシティ、2004年) において採択された「人権を擁護し、人々の和解と国家間のパートナーシップを奨励するための議会制民主主義の促進」に関する決議において、I P U 会議が「独立した選挙機関の監視により、無記名投票及び国民参政権に基づく真に自由で公正な選挙を実施することは、国民の多様性を反映した議会を確立する上で常に最も重要なことであり、かつ、特に暴力的紛争から脱しつつある国の場合には、和解プロセスを強化・推進する上でも極めて重要であることを強調し」、また「各国の議会に対し、野党の政治的権利と報道の自由を尊重するよう要請する」ことを想起し、
- (3) 民主的自由及び人権が自らの政府により組織的かつ残酷に侵されているシリア国民への連帯感及び共感を表明し、

* チリ、キューバ、南アフリカ、ウガンダ及びベトナム代表団は、本文パラグラフ 12 に対して留保を表明し、北朝鮮、イラン、シリア及びベネズエラ代表団は、本決議はバランスを欠いているとして決議全体に反対した。

- (4) 抗議者、人権擁護者及び報道関係者の殺傷及び虐待、治療へのアクセスの拒否、男性・女性・子供への拷問及び暴力を含む、シリア国民に対する持続的かつ不当な暴力が継続して行われていることに留意し、
- (5) 人権危機の重大性を認識し、またシリア政府による同国民に対する武力攻撃を主原因とする今回の暴力がもたらしている死者と負傷者の増加に失望し、
- (6) シリア当局による市街地及び人口密集地に対する迫撃砲、戦車などの重装備軍事手段の行使、並びに大量殺戮、恣意的拘留、強制失踪、抑留者、とりわけ子供に対する拷問・虐待などの措置に危機感を抱き、
- (7) 人道に対する犯罪に至るものも含む、人権侵害を行った者の責任を問う必要性に留意し、
- (8) また、シリア政府が合意したアラブ諸国連盟の2011年11月2日提案並びに2012年1月22日決定及び2月12日決定が、とりわけ抗議者に対する暴力の即時終結、政治犯の釈放、街路からの全ての戦車・装甲車両の撤退、及びカイロにおける反対派勢力との対話会合開催を要求していることに留意し、
- (9) さらに、2012年3月29日のアラブ諸国連盟宣言に留意し、
- (10) シリア政府に対し、アラブ連盟提案に対するコミットメントの遵守、並びに人道的支援の展開及び負傷者の避難の容認を求める国連及びアラブ連盟の度重なる要請を考慮し、
- (11) 2011年11月28日から12月1日までジュネーブにおいて開催された災害リスク軽減のための国際人道法及び国内法の強化に関する第31回赤十字・赤新月国際会議決定が、自然災害発生後に迅速かつ公正な形で緊急仮避難所を提供する際の規制障壁及び人道的アクセス・支援について提言していることを想起し、

- (12) 2012年2月16日の国連総会決議が「子供に対するものも含む、市民への武力行使、恣意的な処刑、抗議者、人権擁護者及び報道関係者の殺傷及び虐待、恣意的拘留、強制失踪、治療へのアクセスの妨害、拷問、性的暴行及び虐待など、シリア当局による人権及び基本的自由の継続的で、広範囲かつ組織的な侵害」を強く非難していることに留意し、
- (13) 2012年3月21日の国連安全保障理事会議長声明において、同理事会が、コフィー・アナン国連・アラブ連盟特別共同特使の尽力及び同特使による6項目（シリア国民の願望に対処するため権限を付与された対話者の任命、暴力の終結、被害地における人道的支援の提供、恣意的に抑留された者の釈放、報道関係者の移動の自由、結社の自由及び平和的に抗議する権利）を約束した提案に対する全面的な支持を表明したことを想起し、
- (14) また、女性・平和・安全に関する国連安保理決議第1325号（2000年）、第1820号（2008年）、第1888号（2009年）、第1889号（2009年）及び第1960号（2010年）を想起し、
- (15) さらに、2011年4月29日、2011年8月23日、2011年12月2日、2012年3月1日及び23日の、シリアアラブ共和国における人権状況に関する国連人権理事会決議を想起し、また2011年12月2日並びに2012年3月1日及び23日の決議において、同理事会が、シリア当局により継続されている人権・基本的自由の組織的かつ広範囲な侵害を強く非難したことを強調し、
- (16) シリアアラブ共和国の主権、独立、不可分及び領土的統一の尊重を強調し、またいかなる外部からの軍事介入も拒否し、
- (17) シリア政府が、国連・アラブ連盟特別共同特使と会談し、また同政府が2012年3月27日に、まだ実施はしていないながら、国連監視下の停戦及び政府と反体制諸勢力間の政治対話の創設を想定した特使による6項目提案に合意したことを想起し、
- (18) シリア政府が、改革要求に対応するための対話よりも、むしろ暴力を行使していることによってもたらされる地域の安定及び安全に対する重大な危険性を懸念し、

(19) シリア政府が、国際機関及び地域機関の決定・決議に対し、不応又は不履行を繰り返していることに苛立ちを感じ、

1. シリアにおける暴力、人権侵害及び虐待を即時に終結させるよう要求し、また全ての関係国が国際人権法及び国際人道法の義務を完全に遵守するよう要求する。
2. シリアにおける危機に平和的な終息をもたらそうとする国際機関・地域機関の努力を支持する。
3. 国連及びアラブ連盟に対し、シリアにおける軍による暴力の終結を支援し、現在の人道危機に対処するための努力を更に倍加させるよう強く要求する。
4. 国連・アラブ連盟特別共同特使の前例のない指導力及び努力並びにシリア情勢を解決するための同特使の6項目の提案を支持し、
5. シリア政府に対し、各市からの軍人の撤退、重火器の使用の停止、政治犯の釈放、妨げのない安全な人道支援の提供を促進し、負傷者を被害地域から避難することができるようにするための国連及び人道機関との完全かつ即時の協力を含む、右提案に対するコミットメント及びこれまでになされているアラブ連盟提案に対するコミットメントを遵守するよう要求する。
6. シリア国民の正当で民主的な願望及び懸念に対処するため、シリアにおける包括的な政治プロセスの開始を強く要求する。
7. この政治プロセスは、暴力、拷問、恐怖、脅迫、差別及び過激主義のない環境で行われるべきことを強調する。
8. このプロセスは、全ての市民が皆平等となる包括的な民主的政治体制を導くことを可能にするという希望を表明し、
9. 新興民主主義諸国の支援、政治的和解及び紛争の平和的解決の促進並びに代表制民主主義、人権及びジェンダー平等の諸原則の支持・保障において、I P Uが果たすことのできる極めて重要な役割を強調する。
10. I P Uに対し、国際的な議会調査団をシリア領域内へ派遣し、国際

的組織及びアラブ諸国の救援組織の活動に対する暴力及び意図的な妨害行為の結果として生じた現状について調査を行うこと、また必要な措置を採るため I P U加盟国に対して緊急報告書を発行することを要請する。

11. 各国議会に対し、暴力の被害を受けた全てのシリア国民に必要な全ての人道的支援を提供するよう、またこうした支援を拡大するため近隣諸国を巻き込んだ緊急準備作業に加わるよう強く要請する。
12. シリアに対する外交・経済制裁が、大幅に状況が改善されるまで、継続されることを支持する。
13. I P U議長に対し、本決議の履行に関して第127回 I P U会議及び国連に報告するよう要請する。